

藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る期間の変更について
次の者を藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱に係る期間を変更する。

2025年（令和7年）12月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	備考
齋藤 宗明			学識経験者	—

2 任期

2024年（令和6年）6月27日から、当該専門の事項に関する審議が終了するまで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市いじめ問題調査委員会規則第6条の規定により委嘱した委員の委嘱に係る期間を変更する必要による。

参考

藤沢市いじめ問題調査委員会規則 抜粋
(専門委員)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、調査審議に必要な専門の事項に関し学識経験を有する者から、教育委員会が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する審議が終了するまでの間とする。